

知っていますか？

# 身近な特定外来生物

今回は、身近な特定外来生物を題材にその生態と駆除方法や規制のポイントを紹介します。

生活環境課環境係  
問 直 0263⑤0744

## 強い繁殖力で猛威を振るう オオキンケイギク



画像提供  
長野県環境保全研究所

5～7月頃に花が咲く「オオキンケイギク」は、観賞用・緑化用として海外から持ち込まれた「外来生物」です。繁殖力がとても強く、「特定外来生物」に指定され、栽培や運搬、販売などが禁止されています。種と根茎により広がり、市内でも繁殖している場所が多く確認されています。1年放っておくとその翌年には何倍にも増加し、もともと生息していた在来植物が駆逐されてしまいます。塩尻市本来の豊かな自然を守るため、駆除にご協力ください。

### 特徴

#### 花の特徴

- ・ 中心までオレンジ色
- ・ 花びらの先はギザギザ
- ・ 花の大きさは直径5～7cm
- ・ 花びらの付け根が赤紫色の花も存在する

#### 茎や葉の特徴

- ・ 茎は30～70cm程度
- ・ 葉は細長いへら状
- ・ 葉の縁はなめらか



▶▶▶ この植物も市内で確認されている「特定外来生物」で駆除対象です ◀◀◀



実には硬いトゲがあり触ると危険！

画像提供  
長野県環境保全研究所

### アレチウリ

つるを伸ばして他の植物を覆い、日光を遮り駆逐します。種により広がります。

### 特徴

- ・ 花は黄白色で大きさは直径約1cm
- ・ 茎は粗い毛を密生したつるで、巻きひげは他の物に巻き付き広がる

### オオハンゴンソウ

高さ0.5～3mに達し、他の植物への日光を遮り駆逐します。種と根茎により広がります。

### 特徴

- ・ 花の大きさは直径6～10cm
- ・ 果実はやや扁平で4～5mm
- ・ 毛状の突起がある



画像提供  
長野県環境保全研究所

## 駆除の方法は **根元から抜き** **その場で枯らして** **燃えるゴミ**

**1** 根茎が残ると再生するため、根元から引き抜きましょう。



**2** 密閉できる袋に入れ、その場で数日間天日にさらして枯死させましょう。  
※生きたままの運搬は禁止されています。



**3** 「もえるごみ」として出しましょう。  
※「落ち葉」や「刈り草」として出さないでください。



※引き抜く方法のほかに、種をつける前に刈り払うことで、種による繁殖を防ぐことができます。ただし、残った根から再生するため、継続した実施が必要です。

※除草剤を使用する場合は、飛散防止対策の徹底を図り、周辺環境に配慮した上で用法用量を守って使用してください。



▲外来生物に関する詳しい情報は県ホームページにある「長野県版外来種対策ハンドブック」をご覧ください。

## ▶ 特定外来生物

外来生物とは、人間の活動に伴って、それまで生息していなかった場所に持ち込まれた生き物のことです。持ち込まれた後、新しい環境に適応できず、死んでしまう外来生物がほとんどですが、環境に適応し、地域の自然環境に影響を与える外来生物もいます。そのうち外来生物法によって、日本の生態系などに重大な影響を及ぼす恐れがあると指定された生物のことを「特定外来生物」と呼びます。

## アカミミガメ



画像提供  
長野県環境保全研究所

ペットとして飼育されていた個体が野外に放たれるなどにより、全国に分布しています。また、在来のカメ類と、餌や日光浴場所などを巡って競い、定着地域では水生植物や両生類、甲殻類などに影響を及ぼしています。

## アメリカザリガニ



画像提供 環境省

全国に広く定着し、池や田に生える水草を切って食べ、小魚や両生類などがすみかを失ったり、卵を産めなくなったりしてしまいます。こうして水生昆虫の局所的な絶滅を起こすなど生態系に大きな影響を及ぼしています。

### 飼育が続けられない場合は

やむを得ない事情により、飼育が困難になった場合には、引き取り先を探して、責任をもって飼える人に譲渡しましょう。

### 池や川に絶対に放さないで

在来生物の捕食や生息場所を奪うなど、生態系に悪影響を与えてしまいますので、放出は絶対にやめてください。なお、適切な飼育を行わずに自力で逃げ出した場合も違法となることがあります。※非常に重い罰則・罰金が課される場合があります。

令和5年6月1日から

## アカミミガメやアメリカザリガニの放出などが規制されます

令和5年6月1日(休)から、アカミミガメとアメリカザリガニが「条件付特定外来生物」に指定され、**野外への放出などが法律で禁止**されます。現在、飼育している人は大切に飼育してください。

### できなくなること



放出



販売・購入・頒布※  
※広く配布すること

### できること



捕獲



飼育



無償譲渡

※一般家庭での飼育や無償譲渡などについては許可無しで行うことができます。ただし、職業として飼育する場合は飼養等基準を遵守する必要があります。